



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社トータル・メディカルサービス  
代表者名 代表取締役社長 大野 繁 樹  
(コード番号：3163 JASDAQ・福証)  
問合せ先 取締役総務部長 小 倉 賢 一  
(TEL 092-962-9200)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 26 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
<中 略>	
(監査役の選任) 第 29 条 (記載省略) ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  (新 設)	(監査役の選任) 第 29 条 (現行どおり) ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  ③ <u>当会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</u>

<p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 (記載省略)</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、<u>当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 26 日

以 上